

令和3年度 第12回 機械流通委員会議事録

開催日時 令和4年1月27日(木) 午後2時00分から

開催場所 Zoom 及び東北遊商事務局会議室

第1号議案 12月21日開催「全商協」第6回機械流通委員会結果に関する件

1. 今後の取扱主任者講習、研修会の進め方について

全商協佐々木委員長より、「今後の取扱主任者講習、研修会の進め方については、前回の委員会で確認したとおり、各地区遊商から、(一社)遊技機取扱主任者技能研修センター(以下「研修センター」という。)へ各地区の代表者を派遣してもらい、教育することになる。本件は、11月19日開催した組織委員会でも承認は取れている。

各地区遊商から派遣してもらう講師の数は、東遊商は組合員数が多いので4名、他の地区遊商は2名~3名で検討している。各地区遊商で現在取り組んでいる講習内容を大きく変えないように進めたい。今後、各地区遊商から研修カリキュラムの内容についての意見を集めたい。

なお、研修に関する実施要領に関して、現在、研修センターと相談し、作成中なのでしばらくお待ちいただきたい」と説明があった。

以上の説明の後、以下のような意見が挙がった。

(谷野委員) 早急に委員が集まって研修内容の統一を図った方が良いのではないかと意見があった。

(佐々木委員長) 来年1月に委員を集め委員会を開催することも検討していると回答があった。

(永山委員) 担当役員、各地区の委員長・副委員長を交え叩き台の作成に当たれば、各単組からの意見も減るのではないだろうか。

(佐々木委員長) その方が無駄な時間を取らないと思いますので進めます。

2. 中古遊技機流通健全化に関する全商協規約の改定について

佐々木委員長より、「中古遊技機流通健全化に関する全商協規約の改定について、警察庁朝妻係長より連絡があった。

全商協では、中古機流通協議会から委嘱を受けて、各地区遊商が中古機流通の実運用を行っている。販社と取扱主任者の登録に関し、全商協規約に定めること。また、保証書の発行と、打刻書類に付す表紙に関しても規約に定め、各地区遊商はそれに準じた運用を行ってほしいと話があった。

また、作成途中の段階でも構わないので、事前に朝妻係長へ改正案を送付してもらえれば、1月末に備えてチェックを行うとの話があった」と報告がなされた。

各地区遊商の意見を確認したところ、以下のような意見が挙がった。

(1) 第1条の趣旨として、中古遊技機流通健全化要綱第3章に規定する業務と定義しており、その規定内容の構成は、管理者の責任等、中古遊技機の点検確認、保証書の作成等、

申請書類、準用規定となっている。全商協規約に第3条～第7条の登録に関する条文を追加するのであれば、「第3章」という言葉から変更する。万が一、言葉の変更で対応できない場合は、登録に関する箇所を別の規程にしてはどうか。

- (2) 第3条の登録基準に関して、販売業者及び取扱主任者の定義を行っているが、別項にすれば意義が重複しないのではないか。
- (3) 第5条の中古機流通事業者登録申請に関して、健康保険者証だけでは、発行に時間がかかる場合があるので、健康保険被保険者資格証明書でも可としていただきたい。また、従業者5名以下の個人事業主の組合員がいるが、期間の定めのない雇用契約に基づく専従の正規従業者である証明書でも可とするようにしていただきたい。
- (4) 販売会社は「中古機流通事業者」、取扱主任者は「中古機流通事業者」という用語で統一する。
- (5) 登録に関する条文として第3条～第7条を追加したが、この追加により不都合が生じる地区遊商がある場合は、不要項目の削除等を検討する。
- (6) 代表者が亡くなった場合の代表者変更による販社登録、過去にホール経営者として販社登録している会社等の特例を全商協規約で対処するのか、地区遊商の規程で定めるかを検討する。

以上、委員会で挙げた意見を参考に改定案を修正することになった。

3. 全商協システムに関する件について

(中部遊商) 東遊商で進めている新しい書類作成システムについて、キヤノン社で情報を開示しないと伺っているが。

(佐々木委員長) 会長からキヤノン社と折衝していただき、情報を開示しても構わない旨の回答があったと伺っている。全商協事務局からキヤノン社へ情報開示の一報を入れてください。

(佐々木委員長) 移動申請時の添付資料、中古遊技機売買確認書のWeb(ウェブ)化について、現在テスト的に確認している。

4. 枠と部品の組み合わせについて

(九州遊商) 三洋物産製、枠部品が10種類あるので情報を開示していただきたいこと及びオッケー。製上部飾りについても開示をお願いしたい。

(佐々木委員長) 日工組業務部会へ情報開示を相談する。

第2号議案 1月20日開催「全商協」第7回機械流通委員会結果に関する件

1. 中古遊技機流通健全化に関する全商協規約の改定に関する件

前回の委員会に引き続き「中古遊技機流通健全化に関する全国遊技機商業協同組合連合会規約」の改定内容が検討された。

全商協は、顧問弁護士である池田先生からの意見を基に改定案(2022. 1. 7)を作成し、委員会へ参考資料として提出され討議が行われた。

大きな訂正事項は、中古機流通の適正な手続きを行うことに関して、組合としてどのような手続きをとっているのか、最小限のことを定めたほうが良いのではないかとの意見があり、(確認証紙の管理) 第 12 条に第 4 項・第 5 項を新たに追記することが了承された。今後、警察庁から指摘事項等があった際は、改めて討議することとしている。※委員会後送付された改定案(2022. 1. 7)は添付資料参照。

2. 中古機流通事業従事者研修に関する実施要領に関する件

警察庁へ、中古遊技機流通健全化に関する全商協規約を提出した際に、別途「中古機流通事業従事者研修に関する実施要領」が必要である等の指導があったときには、改めて検討したい。

3. 全商協の量定基準見直しに関する件

同一代表者、別法人での違反に関し、回胴遊商では代表者だけでなく「登記されている代表者又は役員」を対象にするということを踏まえ、全商協規約に新たに条文を追加するか、または、量定基準の附則に追加するかは継続審議とされた。

4. 枠と部品の組み合わせについて

「株三洋物産」のイルミオ枠とマリンシェル枠に関して、似たような色も含め 10 色あり、ハンドルとの組み合わせが分かりにくいこと、また、「株オッケー」の冬のソナタでも上部飾りに白色と黒色があり、白枠に黒色の上部飾りを取り付ける事例が起きているため、日工組の営業業務委員会との会議で事情を伝え確認をした。結果としては、日工組業務委員会より報告を受け次第、伝えられることになっている。

※令和 4 年 1 月 27 日付け東北遊商発第 11 号参照。

5. 新旧遊技機設置比率明細書に関する件

新旧遊技機設置比率明細書の運用について、1 月 25 日に開催される 21 世紀会もしくは 1 月 27 日開催の中古機流通協議会において協議されると思われる。確定事項は、後日報告される予定である。

6. 特例営業者(マル優ホール)へ対する講習会開催に関する件

中部遊商より、特例営業者(マル優ホール)へ対する講習会を 1 月 21 日(金)に回胴遊商と合同にて開催予定である。なお、東日本遊商へ対しても同様の講習会依頼があり、回胴遊商と調整中である。

(※ 東北地区においては平成 30 年に同様の講習会を開催したが、今後を見据え改めて討議する。)

第3号議案 「冬季」悪天候時における納品点検確認の対処に関する件

令和4年1月21日開催された東北遊商第5回定例理事会において、「冬季」悪天候時における納品点検確認の対処について協議され、あくまでも事故発生を未然に防ぐための方法として、納品点検確認予定を「延期」とする判断を「組合員(代表取締役)の判断に委ねる」ことが了承され、令和4年1月25日付け東北遊商発第8号により文書が発出された。

発出文書(写)

記

◀ 【冬季】悪天候時における納品点検確認の対処 ▶

1. 気象情報を基に「代表取締役の判断」で納品点検確認の延期を検討する。
2. 取り引き営業所(ホール)と「緊密な連絡」を取り了承を得る。
3. 納品点検確認の延期が決まった日、または翌日に、代表取締役から組合へ電話連絡を入れる。
4. 天候が改善しだい、速やかに点検確認作業を行う。
5. 後日書類に「理由書」を添付し提出する。

(理由書のひな形は、組合ホームページ⇒組合員専用ページ⇒各申請書ダウンロード
⇒「⑦理由書」を用いてください。)

※ あくまでも、事故発生を未然に防ぐための方法であることをご承知おきくださるとともに、各販社間の情報共有についてもご配慮をお願いします。

第4号議案 新型コロナウイルス感染症に伴う取扱主任者が感染した際の対処方法に関する件

全商協佐々木委員長より、1月26日電子連絡網にて、東日本遊商内で組合員販社の従業員がコロナ感染したため、納品点検業務に行けない旨を設置先ホールから所轄署に相談し、所轄署の指示により感染回復後に速やかに点検をするようにのご指示を頂いて対応することとなり、そのため、緊急時対応として問題等が発生した際に、ホールや行政当局に各地区で同じ対応をしていることを説明出来るように、今後、機械流通委員会でも協議していきたい内容の伝達があった。

上記の件を討議した結果、当組合においては、取扱主任者が感染した際の対処方法を令和2年4月1日に、組合ホームページへ「基本マニュアル」として記載しているが、新たな「追加」対策とし「納品点検業務」に、納品点検業務に行けない旨を設置先ホールへ連絡を入れ、所轄署に相談していただき、所轄署のご指示に従い対応を願うことが了承された。

※令和4年2月3日東北遊商発第15号参照。

発出文書(写)

記

1. 「納品点検業務」(新たな対策)

納品点検業務に行けない旨を設置先ホールへ連絡を入れ、所轄署に相談していただき、所轄署のご指示に従い対応願います。

2. 「納品点検業務を行うよう指示があった場合」

上記 1.で所轄署より、代理人が納品点検業務を行うよう指示があった際は、別紙「2020/03/30」付け基本マニュアル「新型コロナウイルス感染症に伴う取扱主任者が感染した際の対処方法」(書類発給後) 納品作業の手順に沿って行ってください。

3. 「これまでの対処方法」

別紙「2020/03/30」付け基本マニュアル「新型コロナウイルス感染症に伴う取扱主任者が感染した際の対処方法」のとおり。

※ あくまでも基本の対処方法マニュアルですので、その他の事案が起これることも想定されますが、その際も柔軟に対応しますので、感染症が発症した際は、「速やかに」組合事務局へ連絡していただきます。

ホームページ掲載 基本マニュアル

2020/03/30

新型コロナウイルス感染症に伴う取扱主任者が感染した際の対処方法

機械流通委員会

はじめに、あくまでも基本の対処方法マニュアルであるので、その他の事案が起これることは想定されるが、その際は柔軟に対応するので連絡を入れること。

区分	対 処 方 法
感染連絡	① 販社の取扱主任者が感染した際は、速やかに組合事務局へ連絡を入れる。 ② 事務局は委員長及び副委員長に連絡を行う。 ③ 機械流通委員の販社もしくは理事長、賄い切れない場合は理事に振り分けて「事前・納品」も含め代行していただく。 ※ 同販社に別の取扱主任者がいれば代行してもらう。
事前作業	① 代行する販社でいつもの様に行う。
(書類発給後) 納品作業	① 今回だけ特例とし「申請した販社名のまま」代行販社の取扱主任者が納品点検を行う。 ② 組合から代行販社へ開店案内を FAX するのでホールに開店日を確認し組合へ回答 FAX をする。 ③ 「確認証紙」は組合が新たに準備する。書類作成組合員(感染者)は所持している確認証紙を完治後確実に返却すること。 ④ 「点検確認受渡書(正・副)」「保管・納品確認書」は組合事務局で当該販社の ID・PW を使用して QR システムへログインし準備する。 ⑤ 代行販社へ③・④を渡す。 ⑥ 納品点検作業及びデータ送信を行う。 ⑦ 「理由書」を添付して後日書類一式を提出する。 ※後日書類の中でホール管理者以外の記入部分は代行販社の記入を認める。 ※代行販社が「確認証紙番号」を訂正することを認める。

(打刻申請中) 納品作業	<p>①今回だけ特例とし「申請した販社名のまま」代行販社の取扱主任者が納品点検を行う。</p> <p>②「打刻書類」「確認証紙」を代行販社へ引き渡しまたは発送を行う。</p> <p>③書類作成組合員(感染者)は当該ホールへ諸事情の連絡を行い「打刻書類」は組合(東北遊商)より直接当該ホールへ送付される旨を伝えること。</p> <p>④「点検確認受渡書(正・副)」「保管・納品確認書」は組合事務局で当該販社の ID・PW を使用して QR システムへログインし準備する。</p> <p>⑤代行販社へ③・④を渡す。</p> <p>⑥組合から代行販社へ開店案内を FAX するのでホールに開店日を確認し組合へ回答 FAX をする。</p> <p>⑦納品点検作業及びデータ送信を行う。</p> <p>⑧「理由書」を添付して後日書類一式を提出する。</p> <p>※後日書類の中でホール管理者以外の記入部分は代行販社の記入を認める。</p>
作業費用等	「事前・納品」「納品作業」に伴う作業費・交通費等については、代行販社と書類作成組合員(感染者)両当事者が誠実に協議して紳士的にあたること。
諸問題	<p>①ホールが自粛となった際の対処は全国的な問題である。</p> <p>②ホールにおける感染により設置点検確認に伺ったが入館を拒否され点検業務を行なえなかった場合は組合へ連絡を入れ近隣のレシートを添え後日書類を提出した後に再度訪問し作業を終えること。</p> <p>③事務局が機能しなくなった際は中古流通業務を中止せざるを得なくなることが想定される。</p>

第 5 号議案 遊技機保全措置用ビニール袋及びセキュリティシールの価格改定に関する件

保全措置用のビニール袋等の価格改定について、令和 4 年 1 月 21 日開催・第 5 回定例理事会において価格が決定し、令和 4 年 1 月 25 日付け東北遊商発第 9 号により通知文書が発出された。

発出文書(写)

記

1. 改定価格

【小サイズ】ビニール袋・セキュリティシール(税別)

	⇒	負担額(袋・シール合わせたもの)		定価		
		組合員負担	組合負担	袋	シール	合計金額
現行		48.0 円	53.0 円	71.5 円	29.5 円	101.0 円
改定後	→	53.0 円	54.8 円	77.8 円	30.0 円	107.8 円

【大サイズ】ビニール袋・セキュリティシール（税別）

	負担額（袋・シール合わせたもの）		定 価		
	組合員負担	組合負担	袋	シール	合計金額
現 行	53.0 円	54.5 円	78.0 円	29.5 円	107.5 円
改定後	57.0 円	57.4 円	84.4 円	30.0 円	114.4 円

2. 価格改定適用日

令和 4 年 3 月 1 日（火）発送及び引き取り日分以降とする。

（令和 4 年 2 月 28 日 17 時以降 FAX 着信ご注文分より）

第 6 号議案 アクト・ユナイテッド㈱の申請書類に関する件

事務局より、令和 4 年 1 月 25 日付け東北遊商発第 10 号により「脱退」通知が発出された、アクト・ユナイテッド㈱社の「認定通知書未提出分」について、当該営業所から組合事務局へ、令和 4 年 1 月 7 日に「全て」提出された報告があった。

第 7 号議案 サミーグループ製ぱちんこ遊技機の設置外遊技機の部品供給及びくぎ確認シートの入手に関する件

令和 3 年 12 月 14 日、サミー㈱仙台支店長 田代史孝氏が組合事務局へ来訪され、サミーグループが 11 月末で 1 次代理店を廃止したことに伴い、同グループ製ぱちんこ遊技機の設置外遊技機の部品供給及びくぎ確認シートの入手方法等について、今後の取り扱い等の詳細説明がなされた。

令和 3 年 12 月 21 日に、田代支店長より下記の報告があった。

1. 設置外遊技機の部品供給については、1 次代理店であった中から 2 社、㈱レジャー産業 秋田、㈱セイブシステムリンクを選択したので受注発注は、これまで同様取り次いでいただく予定である。運用の流れは、書類作成版社は「選択した販社(2 社)へ」発注をお願いしたい。
2. くぎ確認シートの入手については、直接ホール様からサミー社へ注文いただく対応に変更はない。

訪問した際に質問があった、ホールからの依頼の後、納品先をホールもしくは設置作業を委託された販社、いずれかを選択できる対応方法にならないかについて本社へ問い合わせたこと、回答は「選択はできない」とのことなので了承いただきたい。

第 8 号議案 新規取扱主任者講習会に関する件

- (1) 1 月度への希望者はなし。
- (2) 2 月度講習会へ、1 月 26 日現在で 2 社より各 1 名の希望があり、2 月 16 日に講師「桜井委員・柏木委員」を迎え執り行う。

■令和3年度

No.	開催日	開催場所	講師	版社数	受講者数	合格者数	不合格者数
1	4月17日	東北遊商会議室	最上	1	1	1	-
2	5月18日	東北遊商会議室	大久保	2	2	2	-
3	7月13日	東北遊商会議室	柳(副)・桜井	1	1	1	-
4	8月18日	東北遊商会議室	委員長・最上・柳(ニズ)	1	1	1	
5	2月16日	東北遊商会議室	桜井・山内・柏木	2	2		
					7		

第9号議案 設置外の中古遊技機及び認定機への部品発注に関する件

1. 設置外の「中古」遊技機への部品発注

- ① 12月度は「14件・20台」。
- ② 1月度は、1月26日現在「4件・4台」である。
- ③ 全国の状況は、下表のとおり。

■2021年度 設置外の【中古】ばちこ遊技機への部品供給の件数、台数 (2018/04/01より運用開始)

地区名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		(2021)1月		2月		3月		合計			
	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数																		
北海道	9	9	8	10	13	13	14	15	7	7	12	13	14	15	26	26	11	12									114	120
東北	7	7	4	4	9	10	2	2	9	9	11	13	11	11	17	20	14	20									84	96
東日本	18	18	25	35	43	45	30	39	47	57	52	67	56	59	23	24	31	33									325	377
中部	18	35	17	19	18	24	10	10	20	48	27	104	25	33	25	31	24	40									184	344
関西	73	74	77	90	60	64	106	182	153	220	93	103	101	117	114	135	130	149									907	1134
中国	4	20	3	3	1	1	1	1	0	0	2	2	6	10	3	9	11	16									31	62
四国	1	1	1	1	1	1	7	8	3	3	2	2	6	7	3	3	1	1									25	27
九州	23	71	7	8	18	20	10	11	8	22	7	12	15	44	6	6	11	12									105	206
小計	153	235	142	170	163	178	180	268	247	366	206	316	234	296	217	254	233	283	0	0	0	0	0	0	0	0	1775	2366

2. 設置外の「認定機」への部品発注 (2020/04/01より運用開始)

- ① 12月度は「1件・1台」。
- ② 1月度は、1月26日現在「0件」である。
- ③ 全国の状況は、下表のとおり。

●2021年度 設置外の【認定】ばちこ遊技機への部品供給の件数、台数 (2020/04/01より運用開始)

地区名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		(2021)1月		2月		3月		合計			
	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数												
北海道	3	3	0	0	1	1	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									11	11
東北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1									1	1
東日本	0	0	0	0	14	14	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0									17	17
中部	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									3	3
関西	8	8	0	0	43	43	2	2	8	8	1	1	0	0	6	6	0	0									68	68
中国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									0	0
四国	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									1	1
九州	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									0	0
小計	13	13	0	0	59	59	10	10	10	10	2	2	0	0	6	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	101	101

以上